「 I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての 審議結果

大学名:熊本大学薬学部

改善報告書提出日:2021年3月26日

本評価実施年度:2019年度

2021年6月28日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

※検討所見欄以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■但し書きへの対応について

改善すべき点(1)

- (1) 改善すべき点が指摘された『中項目』
 - 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

「総合判定の結果の但し書き」(評価報告書 p. 1): ただし、「卒業前総括講義」の評価において、一部、外部機関の国家試験模擬試験の結果を取り入れていることは不適切であり、早急に改善することが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

「改善すべき点」(評価報告書p. 43): 10.「卒業前総括講義」の評価において、外部機関の1月末の国家試験模試の結果を取り入れていることは不適切であるので、改善が必要である。(8. 成績評価・進級・学士課程修了認定)

(3) 本評価時の状況

「卒業前総括講義」(6年次後期、必修、1単位)の成績の評価方法・基準に「1月中旬実施の独自試験(50間、100点満点)の点数×0.4 + 1月末の国家試験模試の点数×0.6 が60点以上を合格とする。」という形で、外部機関の模試の結果を取り入れていた(資料1)。

(4) 本評価後の改善状況

令和 2 (2020) 年度より、当該科目の成績の評価方法・基準を「1 月中旬実施の独自試験 (50 間、100 点満点)が 60 点以上を合格とする。」とし、外部機関の模試に依存しない評価方法に改めた(資料 2)。

改善の経緯について:当指摘事項は、令和1(2019)年10月の訪問調査の際に既に要検討案件として挙げられていたものであったため、訪問調査終了後直ちに本学薬学教育評価ワーキンググループから当該科目の主担当教員に対して改善の依頼を行った。改善の具体的内容は、令和2(2020)年1月22日開催の薬学部教授会において報告連絡事項として取り上げ、教授会構成員に周知した(資料5)。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

資料1:平成30年度「卒業前総括講義」シラバス(改善前)

資料2:令和2年度「卒業前総括講義」シラバス(改善後)

資料3:令和2年度「卒業前総括講義」項目別採点表

資料4:令和2年度「卒業前総括講義」試験問題(本試験および追・再試験)

資料5:第1256回薬学部教授会(令和2年1月22日)議事要録

検討所見

6年次後期開講の「卒業前総括講義」の評価において、一部、外部機関の国家試験模擬試験の結果を取り入れていることは不適切であり、「但し書き」として早急に改善するよう求めた。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、外部機関の模試に依存しない評価方法に改めた。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。